

石川県公報

平成 23 年 9 月 9 日

第 1 2 4 2 3 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

規 則

石川県農政審議会規則の一部を改正する規則
(農業政策課) 1

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し
(税 務 課) 1

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定
(厚生政策課) 2

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同) 2

生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所及び居宅介護支援事業所の廃止の届出 (同) 2

介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同) 3

介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同) 3

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所及び居宅介護支援事業所の廃止の届出 (同) 4

救急病院の認定 (医療対策課) 4

保安林の指定 (森林管理課) 4

保安林の指定予定の通知 (同) 5

県道の区域の変更 (道路整備課) 5

県道の供用の開始 (同) 6

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告
(県民交流課) 6

市町が行う土地改良事業計画の変更協議を適当とする決定及び縦覧公告 (農業基盤課) 6

基本測量実施公告 (監 理 課) 6

公共測量実施公告 (同) 7

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告
(建築住宅課) 7

選挙管理委員会

県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数 7

県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 7

県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 8

県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 8

規 則

石川県農政審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十四号

石川県農政審議会規則の一部を改正する規則

石川県農政審議会規則(昭和五十一年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「石川県農業協同組合連合会」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 市町町

第三条第一項第三号中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

石川県告示第373号

石川県税条例(昭和29年石川県条例第23号)第130条第2項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏名又は名称	代表者名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社 丸 新	脇 総一郎	金沢市新神田5丁目1番地	平成23年8月1日

石川県告示第374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 長久会	加賀市幸町2丁目63番地	小規模多機能ホーム きよ うまち	加賀市大聖寺京町27番地	平成23年 5月1日
社会福祉法人 北伸福祉会	金沢市岸川町ほ5番地	グループホーム 朱鷺の苑 穴水	鳳珠郡穴水町字志ヶ 浦15字1番地3	"
株式会社 ぼーれぼーれ	金沢市四十万5丁目 122番地	デイサービスセンター ぼ ーれぼーれ野々市	石川郡野々市町中南 部土地区画整理事業 施行地区72街区19番	平成23年 5月2日
メディカル・スタッフ・サー ビス株式会社	石川郡野々市町押野 5丁目39番地	訪問看護ルナ・ステーショ ン	石川郡野々市町押野 5丁目39番地	平成23年 6月1日
社会福祉法人 清祥会	鳳珠郡能登町字五郎 左工門分藤17番地	認知症対応型デイサービス こすもす	鳳珠郡能登町字五郎 左工門分藤17番地	"
サンケア株式会社	石川郡野々市町押野 5丁目39番地	サンケア押野	石川郡野々市町押野 5丁目39番地	"

石川県告示第375号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ぼーれぼーれ	金沢市四十万5丁目 122番地	居宅介護支援事業所 ぼ ーれぼーれ野々市	石川郡野々市町中南 部土地区画整理事業 施行地区72街区19番	平成23年 5月2日

石川県告示第376号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所及び居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 パーパス	小松市蓮代寺町か15番地	デイサービスセンター ぼ～れぼ～れ野々市	石川郡野々市町中南部土地区画整理事業施行地区72街区19番	平成23年 5月1日

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 パーパス	小松市蓮代寺町か15番地	居宅介護支援事業所 ぼ～れぼ～れ野々市	石川郡野々市町中南部土地区画整理事業施行地区72街区19番	平成23年 5月1日

石川県告示第377号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 長久会	加賀市幸町2丁目63番地	小規模多機能ホーム きょうまち	加賀市大聖寺京町27番地	平成23年 5月1日
社会福祉法人 北伸福祉会	金沢市岸川町ほ5番地	グループホーム 朱鷺の苑 穴水	鳳珠郡穴水町字志ヶ浦15字1番地3	"
株式会社 ぼ～れぼ～れ	金沢市四十万5丁目122番地	デイサービスセンター ぼ～れぼ～れ野々市	石川郡野々市町中南部土地区画整理事業施行地区72街区19番	平成23年 5月2日
メディカル・スタッフ・サービス株式会社	石川郡野々市町押野5丁目39番地	訪問看護ルナ・ステーション	石川郡野々市町押野5丁目39番地	平成23年 6月1日
社会福祉法人 清祥会	鳳珠郡能登町字五郎左工門分藤17番地	認知症対応型デイサービス こすもす	鳳珠郡能登町字五郎左工門分藤17番地	"
サンケア株式会社	石川郡野々市町押野5丁目39番地	サンケア押野	石川郡野々市町押野5丁目39番地	"

石川県告示第378号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ぼーれぼーれ	金沢市四十万5丁目122番地	居宅介護支援事業所 ぼーれぼーれ野々市	石川郡野々市町中南部土地区画整理事業施行地区72街区19番	平成23年5月2日

石川県告示第379号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所及び居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 パーパス	小松市蓮代寺町か15番地	デイサービスセンター ぼーれぼーれ野々市	石川郡野々市町中南部土地区画整理事業施行地区72街区19番	平成23年5月1日

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 パーパス	小松市蓮代寺町か15番地	居宅介護支援事業所 ぼーれぼーれ野々市	石川郡野々市町中南部土地区画整理事業施行地区72街区19番	平成23年5月1日

石川県告示第380号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
町 立 富 来 病 院	羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地1	平成23年9月1日	平成26年8月31日

石川県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
白山市鹿島町る203から205まで
- 指定の目的
飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

白山市女原ツ19

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年9月9日から同月27日まで縦覧に供する。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
末吉七尾線	七尾市直津町ラ1番1地先から 七尾市直津町ル67番1地先まで	旧	29.32～60.44	118.1	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	29.32～60.44	118.1	
珠洲穴水線	下記区間を道路区域から除外する。				奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡穴水町字藤巻ホ35番1地先から 鳳珠郡穴水町字梶ワ18番1地先まで 及び 鳳珠郡穴水町字藤巻式32番1地先から 鳳珠郡穴水町字藤巻式33番1地先まで		4.85～17.50	190.5	
			4.10～27.50	89.9	

石川県告示第384号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成23年9月9日から同月27日まで縦覧に供する。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
末吉七尾線	七尾市直津町む1番1地先から 七尾市直津町あ10番地先まで	平成23年9月9日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成23年8月27日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 加賀左官伝統技術保存会

3 代表者の氏名

石動 信明

4 主たる事務所の所在地

金沢市神田1丁目31番地1号

5 定款に記載された目的

この法人は、加賀職人の伝統技である左官技術の保存と、その後継者を育成するための事業を通し、加賀職人及び地域の文化遺産の継承発展に寄与することを目的とする。

市町が行う土地改良事業計画の変更協議を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更協議を適当と決定した。

なお、その関係書類を平成23年9月9日から同年10月12日まで縦覧に供する。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
輪 島 市	門前南部地区	団体営中山間地域総合整備事業 (農道整備)	土地改良事業 変更計画書の写し	輪島市役所 門前総合支所 農林水産課
〃	〃	団体営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備)	〃	〃

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量

を実施する旨の通知があった。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (電子国土基本図(オルソ画像)作成)	平成23年9月2日から 平成24年3月31日まで	金沢市、小松市、白山市

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、能登町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (空中写真撮影)	平成23年7月22日から 平成24年3月30日まで	能登町全域

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成23年9月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
石川郡野々市町矢作三丁目130番1から130番8まで、138番1から138番11まで、農道の無籍地の一部、水路の無籍地の一部	道 路 石川郡野々市町矢作三丁目130番7、130番8、138番11、農道の無籍地の一部、水路の無籍地の一部	金沢市泉が丘二丁目12番46号 株式会社 第一地所

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第69号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成23年9月9日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,910人

石川県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成23年9月9日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

224,249人

石川県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成23年9月9日

石川県選挙管理委員会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	120,808人
七 尾 市 選 挙 区	16,302人
小 松 市 選 挙 区	29,047人
輪 島 市 選 挙 区	8,924人
珠 洲 市 選 挙 区	4,998人
加 賀 市 選 挙 区	20,194人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,738人
か ほ く 市 選 挙 区	9,370人
白 山 市 選 挙 区	30,209人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,291人
石 川 郡 選 挙 区	12,471人
河 北 郡 選 挙 区	16,877人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,617人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,387人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,936人

石川県選挙管理委員会告示第72号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成23年9月9日

石川県選挙管理委員会

224,249人